

神奈川県立藤沢総合高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わないこと、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないこと、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習などの活動に取り組むことができるよう、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。また、そのために保護者並びに地域住民その他の関係者と連携を図ります。

いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ すべての教育活動を通して、生徒の豊かな情操と道徳的な感性を養い、心の通うコミュニケーションを行う能力を培うため、自らの頭と心を働かせるような体験活動等の充実を図ります。
- ・ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動を支援します。
- ・ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・ 生徒の小さな変化も見逃さないよう見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ①生徒対象アンケート調査 年2回(5月、9月)
 - ②個人面談(教育相談)を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年2回(5月、9月)
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ①スクールカウンセラーの活用

②いじめ相談窓口の設置

- ・ 相談・通報のあった事案は、「藤沢総合高校いじめ防止組織 A（以下、組織 A と略す）」を通して情報共有に努めます。
- ・ いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。そして、いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒を一定期間別室等で学習させる措置を講じます。
- ・ いじめの当事者間に争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「組織 A」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「組織 A」を設置し、学期に 1 回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「組織 A」の構成

管理職、生徒支援 G L、生徒支援 G（含む、養護教諭）、年次代表、教育相談コーディネーター

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「藤沢総合高校いじめ対策組織B（以下、組織Bと略す）」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「組織B」の構成

・管理職、生徒支援GL、生徒支援G（含む、養護教諭）

※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

・神奈川県教育委員会への調査結果報告

・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

・いじめの早期発見に関する取組みに関すること

・いじめの再発を防止するための取組みに関すること

平成26年度 神奈川県立藤沢総合高等学校 いじめ防止指導等年間計画(案)

月	学校行事 各種取組み	未然防止の取組み			早期発見の取組み	早期対応の取組み	PDCAサイクル	備考(担当グループ)
		行事	授業	クラス(年次)活動				
4	入学式・始業式	いじめ防止基本方針の説明		自己紹介 ・自己表現の機会 ・スクールカウンセラーの紹介				総務他
	新入生歓迎会					相談窓口の周知		生徒活動
	新入生人間関係づくりワークショップ	・自己有用感の育成 ・コミュニケーション能力の育成		・規範意識の醸成 人間関係トレーニング ・ロールプレイングを通じた自己表現力の育成	・生徒の主体的な関わり ・自己有用感の育成			総合推進・担任・年次等
	1年次LHR			生徒指導に関する説明(授業への参加の仕方等)		中学校での情報の収集 生徒の思いを聞く	情報収集に基づく対応	担任・年次等
	各年次遠足			・クラスの中での役割分担 ・集団の中での好ましい人間関係の育成				担任・年次等
	第1回 組織A(定例会)						今年度計画と基本方針	組織A
5	面談週間、コミュニケーション環境チェックアンケート					・アンケートと面談で、情報収集担任とクラスの生徒とのコミュニケーション、人間関係づくり	情報収集に基づく対応 必要な場合には、年次会やコア会議へ情報を上げる	担任・年次等
	前期中間試験							
	校外学習説明会、インターンシップ説明会、社会人講話			幅広く、多様な実社会へ向けて、視野を広げる				総合推進、ガイダンス
6	体育祭		「国語総合」小説作品の読解などを通して、人間について考える	体育祭に向けて(準備・当日) ・クラスの中での役割分担 ・集団の中での好ましい人間関係の育成	体育祭に向けて(企画・運営) ・生徒の自主性を育む ・自己有用感を育む			生徒活動 担任・年次等 「国語総合」担当
7	携帯電話教室	・スマホの使い方・マナー 学習とともにネットいじめへの啓発	「情報」 ・スマホ使用上のルール作り ・情報モラルの育成					担任・年次等 「情報」担当
	前期期末試験							
	ガイダンスウィーク	生徒と担任のコミュニケーションを深める 自分自身を見つめ、進路を模索する						担任、ガイダンス
	研究授業		授業改善の取組み(わかる授業づくり)					
8	公私合同説明会	いじめ防止基本方針の説明						総合推進
	教員対象研修会	いじめにかかわりのあるテーマを設定						生徒支援G
9	3年進路別研修会、推薦入試説明会、センター試験説明会	進路についての情報提供を行い、今自分がやるべきことに目を向けさせる						ガイダンス
	生徒会役員選挙							生徒活動
	第1回学校説明会	いじめ防止に関する講話						総合推進
	茶話会(保護者、生徒会役員など)							保護者(PTA役員)
	面談週間、コミュニケーション環境チェックアンケート					・アンケートと面談で、情報収集担任とクラスの生徒とのコミュニケーション、人間関係づくり	情報収集に基づく対応 必要な場合には、年次会やコア会議へ情報を上げる	担任・年次等

平成26年度 神奈川県立藤沢総合高等学校 いじめ防止指導等年間計画(案)

月	学校行事 各種取組み	未然防止の取組み				早期発見の取組み	早期対応の取組み	PDCAサイクル	備考(担当グループ)
		行事	授業	クラス(年次)活動	生徒会活動				
後期	10	翡翠祭		文化祭に向けて(話し合い・当日の活動) ・クラスの中での役割分担 ・集団の中での好ましい人間関係の育成 文化祭での発表 ・いじめの解決法をテーマにした演劇の発表 ・問題解決能力の育成	文化祭に向けて(企画・運営) ・生徒の自主性を育む ・自己有用感を育む				生徒活動
		コスモスのつどい							総務
		第2回 組織A(定例会)		授業「レッツ・コミュニケーション！」 人権をテーマに発表				前期のいじめの状況・報告内容の確認・対応の検証、見直し	組織A
		地域貢献活動	・地域との交流 ・自己有用感の育成						総務・生徒活動・担任・年次等
		後期中間試験1							
		11	藤総フェスティバル		藤総フェスティバルに向けて(話し合い・当日の活動) ・クラスの中での役割分担 ・集団の中での好ましい人間関係の育成	藤フェスに向けて(企画・運営) ・生徒の自主性を育む ・自己有用感			生徒活動
		授業公開、第2回学校説明会	・いじめ防止基本方針の説明						総合推進
		12	インタビュー実習						ガイダンス、総合推進
		第3回学校説明会							総合推進
		研修旅行							
	1	後期中間試験2							
	2	1、2年進路講演会							ガイダンス
	3	卒業式							総務・担任・年次
	後期末試験								
	合格者説明会	・いじめ防止に向けた取組説明							総務・生徒支援
	藤総フェスティバル、学習成果発表会								生徒活動
	第3回 組織A(定例会)						・後期及び今年度のいじめの状況 ・報告内容の確認・対応の検証、見直し ・新年度に向けた計画見直し	組織A	
		体験学習の充実	授業改善の取組み(わかる授業づくり)	クラスを中心とした集団づくり	生徒会を中心とした生徒主体の取組み	相談しやすい雰囲気づくり 保護者への啓発	事案認知時の速やかな対応		
		・ボランティア体験、職業体験等の設定 ・体験学習を取り入れた校外学習の設定 ・交流の実施(小・中学校・特別支援学校、福祉施設、地域住民等) ・学校いじめ基本方針のHPへの掲載	・それぞれの授業における取組み(キャリア教育、シチズンシップ教育、わかる授業等) ・授業見学会の設定 (生徒の意欲を引き出す工夫、生徒の授業規律を守らせる工夫など) ・生徒による授業評価	・LHR・コミュニケーションタイム等を使った取組み(クラス作り、コミュニケーションスキルの育成、いじめ防止の啓発、いじめ防止に向けた取組みを考える) ・「産業社会と人間」や「総合的な学習の時間」などを通して、自己の在り方や生き方などについて考える姿勢を養う。	・学校行事を充実させること、その中に生徒の視点を生かすこと(生徒の自己有用感を高め、学校の中に安心して過ごせる自分の居場所をつくる)	・組織Aでの情報の整理・共有 ・SCとの情報交換 ・年次会・ケース会議・コア会議等での情報共有 ・相談窓口の周知 ・保護者への学校基本方針の周知	・いじめと判断された事案への対応検討、それに応じた速やかな対応		